大分市指令 第　　１１２　　号

# 許　可　証

住所　　大分県大分市豊海二丁目４番１２号

氏名　　株式会社ＥＣＯＳＳ
代表取締役　今中　哲也

令和　８　年　７　月１７日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により次のとおり許可する。

令和　８　年　７　月　２３　日

大分市長　　足立　信也

許　可　期　間　　令和　８　年　５　月１３日から
令和　１０年　５　月１２日まで

１．事業の範囲

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物

２．種類

事業系ごみ
（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、その他事業系一般廃棄物）

３．分類

事業系ごみ
収集運搬　運搬（由布市）

特定家庭用機器廃棄物
収集運搬

４．積替え保管

事業系ごみ　　有

特定家庭用機器廃棄物　　無

５．許可の条件　（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守すること。
（２）廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外は使用しないこと。